

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 7 月から同年 12 月までの期間及び平成 13 年 1 月から 15 年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 7 月から同年 12 月まで
② 平成 12 年 6 月から 15 年 5 月まで

私は、昭和 47 年 10 月ごろ、国民年金に任意加入してから、国民年金保険料を未納にならないよう納付してきたので、申立期間①が未納になっているはずはない。

また、60 歳に到達した直後、国民年金に高齢任意加入し、65 歳まで納付してきたので、申立期間②が未納となっていることにも納付できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について

申立期間①は 6 か月と短期間である上、申立人は、昭和 47 年 10 月から 61 年 3 月まで（申立期間①を除く）の期間を国民年金に任意加入した上で、保険料をすべて納付しており、申立人の国民年金保険料に対する納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の夫は申立期間①の前後を通じて同一の会社に勤務しており、この間職業変更や住所変更はなされておらず申立人の生活状況に大きな変化が無いこと、及び申立期間①前後の国民年金保険料はそれぞれ現年度納付されていることが認められるところからすれば、申立期間①のみ未納であることは不自然である。

2 申立期間②について

申立人は、申立期間②の国民年金保険料の納付を示す資料として、平成 12 年分から 15 年分までの確定申告書を提出しているところ、13、14 及び 15 年分の確定申告書の社会保険料控除欄に記載されている金額は、13 年分

及び 14 年分については、実際に納付した場合の国民年金保険料額と国民年金保険料控除額が一致し、15 年分については、おおむね一致していることが確認できる。この確定申告書の社会保険料控除欄からすれば、申立人は、申立期間②のうち、平成 13 年 1 月から 15 年 5 月までの国民年金保険料を納付したものと考え得る。

一方、申立期間②のうち、平成 12 年 6 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、平成 12 年分の確定申告書の社会保険料控除欄に記載されている金額は、実際に 1 年分の国民年金保険料を納付した場合の保険料額と明らかに相違していることが確認できることから、当該期間の国民年金保険料が納付されたものとは考え難い。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 7 月から同年 12 月までの期間及び平成 13 年 1 月から 15 年 5 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年4月から61年3月まで
② 平成5年10月及び同年11月
③ 平成7年5月、同年9月及び同年11月

私の国民年金については、夫が昭和52年に任意加入手続を行い、国民年金保険料を未納なく納付してくれていた。夫が昭和60年1月に亡くなってからは、納付書が私に届くようになったため、申立期間①の国民年金保険料を銀行で納付したはずである。

申立期間②及び③については、国民年金保険料も滞りなく納付したはずである。

申立期間が、未加入や未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、2か月と短期間である上、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人は、申立期間②の前後の国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、申立期間②のみが未納とされているのは不自然である。

2 申立期間①については、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人は、昭和60年4月に国民年金任意加入被保険者資格を喪失し、61年4月に第1号被保険者として国民年金に再加入していることが確認できることから、当該申立期間は、国民年金の未加入期間として把握されており、申立人は国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立期間①当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、その他当該申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 申立期間③については、申立人は、国民年金保険料を毎月納付していたと主張しているところ、申立期間③は1か月間ずつと短期間ではあるが、断続的に未納とされており、近接した3回の期間に関する事務処理を行政が続けて誤ることは考えにくい。

また、申立期間③当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、その他当該申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

ちなみに、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人は、平成10年4月に、8年5月及び9年3月の2か月分の国民年金保険料を過年度納付し、9年度分を現年度一括納付していることがそれぞれ確認できる。仮に、平成10年4月時点で、当時滞納していた国民年金保険料を過年度納付しようとした場合は、当該納付時点では、申立期間③は既に時効により国民年金保険料を納付することができなかった期間にあたる。

- 4 その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成5年10月及び同年11月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は昭和45年12月から46年11月までの期間及び50年6月から同年9月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められるとともに、50年6月から同年9月までの期間については還付されていないものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年12月から46年11月まで
② 昭和50年6月から同年9月まで

私の申立期間①の国民年金保険料は、父親が加入手続をしてくれ、納付組織を通じて納付してくれていたはずである。

同様に両親が納付してくれていた昭和49年10月から50年5月までの期間の国民年金保険料は、平成19年2月に記録照会した時点では未納とされていたものの、20年2月に再度記録照会した結果、納付が判明した。申立期間①が未納となっていることに納得できない。

また、申立期間②の国民年金保険料は、船員保険の加入期間であるが、重複して国民年金保険料を納付しているはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が、申立人と申立人の母親の国民年金保険料を一緒に納付してくれていたと主張しているところ、申立人の母親の国民年金納付記録によると、昭和41年4月に任意加入して以降、60歳到達時の昭和56年1月までの期間の国民年金保険料は完納であることが確認でき、申立人の父親の国民年金保険料に対する納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間①は12か月と比較的短期間である上、申立期間①に係る申立人の母親の国民年金保険料は納付済みであり、申立人の父親の納付意識の高さを踏まえると、申立人の父親が申立人の申立期間①についても現年度納付していたと考えるのが自然である。

さらに、申立期間②については、申立人に係るA市(旧B町)保管の国民

年金被保険者名簿から、申立期間②を含む、昭和 49 年 10 月から 50 年 9 月までの国民年金保険料が納付されていたことが確認できるところ、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の国民年金被保険者資格は 50 年 6 月 17 日に喪失し、同日付けで船員保険の資格を取得しているものの、申立期間②の保険料が還付された記録は確認できないことから、行政側の申立期間②に係る記録管理が適切に行われていなかったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は昭和 45 年 12 月から 46 年 11 月までの期間及び 50 年 6 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められるとともに、50 年 6 月から同年 9 月までの期間については還付されていないものと認められる。

大分厚生年金 事案 256

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の厚生年金保険被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和42年10月21日）及び資格取得日（昭和44年3月14日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月21日から44年3月14日まで

私は、昭和42年5月15日から45年1月9日までA社に勤務し、その間、B本店、C、D及びEの各支店で継続して勤務した。子供が小さかったので保険に加入していないはずはない。元同僚ともずっと一緒だった。厚生年金保険の記録で空白期間があるのは納得できない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和42年5月15日にA社に入社し、45年1月9日まで同社に継続して勤務（申立期間においては、同社C支店及びD支店に異動。）したと主張しているところ、社会保険事務所の記録によると、A社において、42年5月15日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年10月21日に喪失後、44年3月14日に再取得しており、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

しかし、複数の元同僚に照会した結果、これらの元同僚は、「C支店及びD支店の開設準備のため、申立人と一緒に両支店に行った。」「自分がD支店に入社したとき申立人は同支店に勤務していた。1年以上は一緒

に勤務したと思う。」と、それぞれ証言している。

また、当該複数の元同僚には、当該両支店に勤務したとする期間について、継続した厚生年金保険の加入記録が確認できる。

さらに、A社本社で給与、社会保険事務を一括処理していたとする元担当者に照会した結果、元担当者は、「勤務期間が6か月程度の短期の者ならともかく、それ以外の者はすべて厚生年金保険に加入させていた。支店勤務だからといって加入させないことはない。」と証言している。

加えて、社会保険庁のオンライン記録から、申立期間当時、A社において厚生年金保険被保険者資格を再取得している者8人について調査した結果、申立人と同様に同社の支店勤務（異動）により空白期間のある者は見受けられない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

- 2 申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和42年5月の社会保険事務所の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。
- 3 事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は全喪し、事業主も既に死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いものの、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和42年10月から44年2月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

大分国民年金 事案 565

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から51年3月までの期間、53年4月から56年3月までの期間、57年4月から60年2月までの期間、60年5月から61年2月までの期間、61年9月から62年3月までの期間、63年12月から平成元年8月までの期間及び平成13年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年12月から51年3月まで
② 昭和53年4月から56年3月まで
③ 昭和57年4月から60年2月まで
④ 昭和60年5月から61年2月まで
⑤ 昭和61年9月から62年3月まで
⑥ 昭和63年12月から平成元年8月まで
⑦ 平成13年3月

申立期間①は、私の父親が私の国民年金保険料を払ってくれていた。
申立期間②及び③は、私の母親が申請免除をしてくれたはずである。
申立期間④、⑤及び⑥は、当時住んでいたA市もしくはB町で、私が国民年金保険料を納付した。

申立期間⑦は、会社を辞めてすぐ申請免除をした記憶がある。
申立期間が、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について

社会保険事務所の国民年金受付処理簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年8月ごろ払い出されたことが確認でき、この時点では、申立期間①の大部分は既に時効により納付できない期間である。

また、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出さ

れた事情はうかがえない。

さらに、申立期間①の国民年金保険料を納付したとする申立人の父親は、既に亡くなっており、当時の国民年金への加入手続や保険料納付状況の詳細は不明である上、申立人の父親も申立期間①当時は国民年金保険料が未納である。

加えて、申立人には申立期間①の国民年金保険料が納付済みであったことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

2 申立期間②及び③について

申立人は、申立人の母親が免除申請の手続をしてくれたはずであると主張しているところ、申立人の母親からは、申立人の当該申立期間に係る免除申請に関する具体的な供述や申立人の主張を裏付ける事情を得られないことから、当時の状況が不明である。

また、申立人の元妻の記録では、同人の申立期間②及び③の国民年金保険料は申立人と同様に未納となっているところ、申立人の母親の記録では、同人の申立期間②のうち昭和53年度の国民年金保険料は申請免除期間となっており、双方の記録には相違がみられることから、申立人の母親が申立人及び申立人の元妻の国民年金保険料に係る手続を一緒に行っていた事情はうかがえない。

3 申立期間④、⑤及び⑥について

申立人に係る社会保険庁のオンライン記録から、申立期間④、⑤及び⑥は、いずれも平成12年に厚生年金保険との記録が統合されたことにより発生した未納期間であり、当該申立期間当時は、国民年金の未加入期間として把握されていたことが確認できることから、申立人は当該期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人は、A市もしくはB町で国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の戸籍の附票によると、申立期間④、⑤及び⑥当時、申立人はC市に住民登録していたことが確認できることから、申立人が主張するA市もしくはB町での国民年金保険料の納付はできなかったものと考えられる。

4 申立期間⑦について

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人は平成13年2月末に会社を退職し、同年5月に同年4月からの免除申請（平成13年度分）を行ったことが確認できるところ、この記録に不自然な点は見受けられないとともに、免除申請を行った同年5月時点では、申立期間⑦についての免除申請を行うことはできなかったものと考えられる。

5 以上のとおり申立期間①から⑦までの国民年金保険料については、それぞれ、前述の事情が認められるところ、申立人及び申立人の両親が申

立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付及び申請免除していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 6 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 566

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和37年4月から38年3月まで

私は、20歳になった時に、両親と共にA町役場に行き、国民年金の加入手続を行った。私の国民年金保険料は、父親が納付組織で納付してくれていた。申立期間①が未納、申立期間②が申請免除となっているが、父親が国民年金制度の始まった当初の2年間の保険料を納付してくれたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身は、当該期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の父親は既に死亡していることから、申立期間に係る国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間①について、申立期間当時、申立人と同居していたとする申立人の姉（次女）の国民年金手帳記号番号は、社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿から昭和36年2月に申立人と同時に払い出されていることが確認できるところ、社会保険庁の申立人の姉（次女）に係るオンライン記録によると、申立人の姉（次女）の申立期間①の国民年金保険料も未納となっており、申立人の父親が申立人を含む当該期間の同居家族の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間②は、申立人に係る国民年金被保険者名簿から申請免除期間であることが確認できるところ、A町は、「申立人が居住する納付組

織では申請免除期間の国民年金保険料は徴収対象としていなかった。」と回答している上、その後、申立期間②の国民年金保険料が追納されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 567

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から48年3月まで

私は、昭和42年11月に結婚後、国民年金に加入し国民年金保険料を夫の分と一緒に払ってきた。申立期間は夫の分が納付済みになっているのに、自分の分は未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和48年3月ごろ払い出されたものと推認できるところ、この時点では、申立期間のうち43年4月から45年12月までは、既に時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人には申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したとの記憶も無く、当該期間の国民年金保険料が過年度納付や特例納付されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 568

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年3月から62年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月から62年12月まで

私は、昭和58年3月に会社を退職して国民年金への再加入の手続を行い、国民年金保険料を納付するため、銀行からの口座振替の手続も行った。妻の国民年金保険料と一緒に納付していたはずであるのに、申立期間が未納であることに納得できない。申立期間の国民年金保険料の納付を示すものとして、当時の通帳を提出する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年3月1日に会社を退職して国民年金への再加入の手続を行い、国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿の記録から、i) 申立人は、昭和58年3月を国民年金の資格再取得日として、平成2年3月ごろに国民年金に再加入していること、ii) その時点で、過年度納付が可能な昭和63年1月から平成元年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、申立期間は、この国民年金の再加入時点においては既に時効により保険料を納付できない期間であったと考えられる。

また、申立人は、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料の納付を示す資料として預金通帳を提出しており、当該通帳には、申立期間を通じて、国民年金保険料が引き落とされていたことを示す記載が見受けられる。しかしながら、当該通帳からの引き落としが確認できるのは、当時の1人分の国民年金保険料に該当する金額のみであり、申立人の妻が申立期間に係る国民年金保険料を納付済みであることを踏まえると、当該通帳から引き落としが確認できる国民年金保険料は、申立人の妻の分であるものと推認でき、当該通

帳をもって、申立人に係る申立期間の国民年金保険料の納付を裏付けるものと認めることはできない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、当該期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 570

第1 委員会の結論

申立人は、昭和36年10月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から39年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、私の父が、家族3人分（父親、母親及び私）の国民年金保険料と一緒に自治会の納付組織を通じて納付していたはずである。申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の父親は既に死亡していることから、申立期間における保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立人の父親が家族3人分の国民年金保険料を、納付組織を通じて一緒に納付していた旨を主張しているが、申立期間に係る申立人の両親の国民年金保険料については、申立人の父親は昭和50年12月に、申立人の母親は50年9月にそれぞれ第2回特例納付により納付していることが確認できる。

さらに、A市保管の申立人に係る国民年金被保険者名簿では、申立人及び申立人の両親が、申立期間に係る国民年金保険料を現年度で納付した形跡も見当たらない上、申立人の両親が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を特例納付したことをうかがわせる周辺事情及び申立期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける証言も得られず、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 571

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から50年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月から50年2月まで

私は、隣人が国民年金に加入したという話を聞いて、自宅近くの郵便局で申立期間の国民年金保険料をさかのぼって一括納付した。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A市が保管している申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和53年5月2日に国民年金へ任意加入し、同時に申立期間（厚生年金保険の資格喪失日から婚姻するまでの期間）が国民年金強制加入被保険者期間として資格得喪の追加処理がされていることが確認できるところ、任意加入した時点では、申立期間は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間に申立人に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって一括納付したと主張しており、申立人が任意加入した時期は第3回特例納付の実施期間とおおむね一致しているものの、申立人は、国民年金の加入手続、納付書の発行状況及び保険料の納付金額等についての具体的な記憶が無く、国民年金の加入状況及び保険料納付状況等が不明であるとともに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者等の証言も得られず、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 572

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から61年3月まで

昭和58年4月に母親と一緒にA市役所に行って国民年金への加入手続をした。加入時に市役所の職員から、「2年^{さかのぼ}って納付すれば、20歳から納付済みとなり、年金を受給する時に満額もらえますが、どうしますか。」と聞かれたことを今でもはっきり憶えている。

その時は、2年間分の保険料を一度に納めるには10数万円かかるので納付できなかったが、58年4月からの国民年金保険料についてはずっと納めていた。申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和58年4月に国民年金への加入手続をA市役所で行い、窓口で現在所持している国民年金手帳を交付された。他の時期に加入手続をしたことはない。」と主張しているところ、i) A市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿の備考欄には、「加入もれ(S61.6.5届出)」と記載されていることが確認できること、ii) 申立人は、61年4月からの国民年金保険料について現年度納付していること、iii) 申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人が、国民年金への加入時期、納付時期及び納付期間を錯誤している可能性も否定できない。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人の国民年金に加入した昭和61年6月時点では、申立期間のうち、58年4月から59年3月までは、既

に時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年代の約 5 年間

私は、昭和 30 年代に 5 年間程度、A 組 B 班に雇われ C ダム工事に行った。A 組 B 班に勤務した期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び元同僚等の証言から、申立人が、申立期間当時、A 組 B 班に雇われ C ダム工事に従事していたことは推認することができる。

しかしながら、A 組に照会した結果、「当社人事記録及び従業員名簿に申立人の名前は無いことから、正社員ではなかったと思われる。また、当時の系統図が無く下請事業者の資料が無い。」と回答している。

また、元同僚等に照会した結果、「現場の者は A 組の社員ではない。A 組 B 班については厚生年金保険の適用は無かった。」「B 班は A 組の孫請程度だったのではないかと思う。厚生年金保険は無かった。」と、それぞれ証言しているところ、社会保険庁の記録から、A 組 B 班は厚生年金保険の適用事業所としての記録を確認することができない上、当該元同僚等二人には A 組及び A 組 B 班としての厚生年金保険被保険者記録は認められない。

さらに、申立人及び当該元同僚等二人は、国民年金制度発足時の昭和 35 年から国民年金に加入しており、申立期間の昭和 30 年代にそれぞれ納付期間や免除期間があることが確認でき、申立人は、申立期間当時、厚生年金保険に加入していなかったことがうかがわれる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 11 月 11 日から平成 4 年 1 月 16 日
まで
② 平成 6 年 10 月 1 日から 12 年 4 月 24 日まで

私は、申立期間①については、A社において、また、申立期間②については、B社において、それぞれ勤務していたが、いずれの事業所においても社会保険事務所の記録による標準報酬月額より高い報酬月額だったと思う。

申立期間について標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社に照会した結果、「決定した標準報酬月額に基づき給与控除した保険料は、適正に社会保険事務所へ納付してきた。」と回答している上、申立人の標準報酬月額の推移について、同時期に勤務していた同職種の複数の元同僚の標準報酬月額の推移と比較したところ、申立人の標準報酬月額について不自然な点は見受けられない。

また、申立人が所持する雇用保険被保険者離職票から推計した標準報酬月額と社会保険事務所の申立人に係る平成 3 年 10 月 1 日からの標準報酬月額は一致することが確認できる。

申立期間②について、B社が保管する申立人に係る被保険者標準報酬決定通知書、被保険者資格喪失確認通知書に記載されている標準報酬月額、C厚生年金基金が保管している申立人に係る加入員資格取得届、算定基礎届及び加入員資格喪失届に記載されている標準給与月額並びに雇用保険の

離職時賃金日額により推計した報酬月額に基づく標準報酬月額は、いずれも社会保険事務所の記録上の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、申立人が所持する市県民税証明書（平成9年分、10年分、11年分及び12年分）及び源泉徴収票（平成11年分）に記載されている社会保険料等の額は、いずれも、社会保険事務所の記録上の標準報酬月額に基づき推計した保険料額とほぼ一致することが認められる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらを総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年1月1日から33年1月1日まで
私は、パチンコ店のA社B営業所のパチンコ玉売場で働いていた。働いていたのは間違いないので、厚生年金保険の加入記録がないのはおかしい。調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び元同僚の証言から、申立人が、昭和30年1月1日から同年8月1日までの期間において、A社B営業所に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、C社（A社から事業継承）に照会した結果、「当時の関連資料は保存しておらず、詳細は不明である。」と回答しており、申立人に係る厚生年金保険の加入状況等は不明である。

また、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿等から、同社が厚生年金保険の適用事業所であったのは、昭和30年1月1日から同年8月4日までの期間であったと推認されるどころ、複数の元同僚に照会した結果、「事業所は従業員によっては厚生年金保険に加入させていた者と加入させていない者がいた。」「社員は正社員と準社員がいたが、正社員であっても社会保険に入っていなかった者はいたと思う。」と、それぞれ証言している上、申立人と同時期に入社したとする同職種の複数の元同僚及び申立人が記憶する複数の元同僚についても厚生年金保険の加入記録を確認することができないことから、当時、事業主は必ずしもすべての従業員について厚生年金保険の加入手続を行っていなかったことがうかがえる。

さらに、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者台帳記号番号

払出簿において申立人の名前は確認できず、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号にも欠番は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。